

第1章 総 則

(名称)

第1条

当法人は、一般社団法人北海道パワーリフティング協会と称する。

(事務所)

第2条

当法人は、主たる事務所を北海道紋別郡滝上町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

当法人は、北海道におけるパワーリフティング競技の愛好者を育成し、本競技の普及・発展に努めるとともに、会員相互の融和・協力を図ることを目的とする。

(事業)

第4条

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) パワーリフティング競技会の開催
- (2) 全国的なパワーリフティング競技会への審判員及び役員派遣、後援、協力
- (3) パワーリフティング競技の普及及び競技力向上のための講習会、研修会等の開催
- (4) 日本パワーリフティング協会との連絡調整
- (5) 加盟団体の育成・強化と相互の連絡及び協力
- (6) パワーリフティングに関する情報及び資料の収集、並びに提供
- (7) その他、前条の目的達成に必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条

当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 特別会員 当法人に特に功労があり理事会及び社員総会の承認を受けた個人及び団体
 - (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条

当法人の社員になろうとする者は、当法人が別に定めるところにより申込みをし、社員総会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条

当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年6月末日までに、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条

社員は、当法人が別に定める退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条

社員の除名は、正当な事由があるときに限り、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の決議によってすることができる。

(社員資格の喪失)

第10条

前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2回以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(権限)

第11条

社員総会は、法律の規定する事項、その他当法人に関する一切の事項について決議することができる。

(招集)

第12条

当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。
- 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 4 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

ただし、社員全員の同意があるときはこの限りではない。なお、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに招集通知を発するものとする。

(電子提供措置)

第13条

当法人は社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(議長)

第14条

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第15条

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員等の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散及び清算終了までの継続
- (6) 合併
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。又、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

(議事録)

第17条

社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係

る職務を行った理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員を設置)

第18条

当法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第19条

理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条

理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第21条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期については、他の理事の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第22条

理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条

理事は、無報酬とする。

- 2 理事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(名誉会長、顧問、相談役及び参与)

第24条

当法人は、任意の機関として名誉会長を1名、顧問、相談役及び参与をそれぞれ若干名置くことがで

きる。

2 名誉会長は、社員総会の推薦により理事長が委嘱し、顧問は、当法人の理事を務めた者のうちから、相談役は、当法人に特に功労があった者のうちから、又、参与は、当法人の理事を長年務めた者又はパワーリフティング競技界に顕著な功労のあった者のうちから、それぞれ社員総会の推薦により理事長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、当法人の重要事項について理事長の諮問に応ずる。

4 その他名誉会長、顧問、相談役及び参与に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て理事長が別に定める

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第25条

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第26条

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書面又は電磁的記録を作成して定時社員総会に提出又は提供し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号ないし第5号については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書面又は電磁的記録は、主たる事務所に5年間備え置き、社員及び債権者の閲覧に供するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第28条

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第 29 条

当法人の公告方法は、電子公告の方法とする。

事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第 9 章 専門委員会

(専門委員会)

第 30 条

当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、社員総会の決議により、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は事業を遂行する。
- 3 専門委員会は、委員長 1 名及びその他数名の委員で構成する。
- 4 専門委員会の委員長及びその他の委員は、社員総会において選任及び解任する。
- 5 専門委員会の議事の運営に関して必要な細則は、社員総会において定める。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 31 条

当法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の局長及び所要の職員は、社員総会において選任及び解任する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会において定める。

第 11 章 附 則

(最初の事業年度)

第 32 条

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 33 条

当法人の設立時理事（及び設立時代表理事）は、次のとおりとする。

設立時理事	菅 原 一 宣
設立時理事	阿 部 光 弘
設立時理事	小 野 昌 徳
設立時理事	守 屋 徹
設立時理事	高 橋 竜 介
設立時代表理事	菅 原 一 宣

(設立時社員の氏名及び住所)

第 34 条

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

菅 原 一 宣

阿 部 光 弘

小 野 昌 徳

守 屋 徹

高 橋 竜 介

(法令の準拠)

第 35 条

この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人北海道パワーリフティング協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 8 年 2 月 5 日

設立時社員 菅 原 一 宣

設立時社員 阿 部 光 弘

設立時社員 小 野 昌 徳

設立時社員 守 屋 徹

設立時社員 高 橋 竜 介